

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

p. 遺言による保険金受取人の変更

○遺言できること

保険金受取人の変更は、遺言によってもすることができます。

○規定された法律

保険法（第四十四条第一項）

○こんな方へお勧め

保険金の受取人を変更してしまえば良いのですが、保険会社の中には受取人の変更を認めてくれないところもあります。

例えば、二親等の方が全員亡くなってないと三親等の方を受取人に指定出来ませんという保険会社もあります。

そのような場合にどうしても保険金受取人の変更をしたいと思う方。

○補足

遺言者が亡くなった後、保険金の受取人に指定された方より先に保険会社へ遺言にて保険金受取人の変更がなされた事を通知しなければ、保険会社は保険金受取人に保険金を支払ってしまいます。

その場合、保険会社に文句は言えないのです。（保険法第四十四条第二項）